

30-15

各自応募  
申請書はダウンロード

**平成 30 年度**  
**日本万国博覧会記念基金**  
**(EXPO'70 FUND)**

**助成事業募集要項**  
**(国内事業者用)**



**公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会**  
**KANSAI・OSAKA 21st Century Association**

# 平成 30 年度助成事業募集要項

日本万国博覧会記念基金事業（以下「基金事業」という。）は、1970年（昭和45年）に開催された日本万国博覧会（以下「万博」という。）の成功を記念し、万博の収益金の一部を基金として管理し、その運用益を万博の成功を記念するにふさわしい国際相互理解の促進に資する活動や文化的活動を対象に、1971年（昭和46年）から累計で約4,500件の事業に対して約191億円の助成金を交付しています。平成30年度は総額9200万円の助成事業を公募します。

## 1 助成の対象となる活動

万博の成功を記念するにふさわしく、「日本万国博開催の意図」（注1）の趣旨に適った次の活動を対象としています。

国際相互理解の促進に資する活動

- ① 国際文化交流、国際親善に寄与する活動
- ② 教育・学術に関する国際的な活動

（参考）「日本万国博開催の意図」抜粋

「…日本万国博が目指したものは、世界に様々な文明が多角的に共存することを、理解と寛容の精神によって認め、それらの多様性の調和の中にこそ進歩が望まなければならないという「調和的発展」の精神であった。これは東洋思想の「和の心」を現代世界に呼び戻して東西を結ぶ新しい理念として発展させようとするものであった…」

注1 「日本万国博開催の意図」について、詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund\\_contents/bosyu/index\\_h30.html](http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund_contents/bosyu/index_h30.html)

注2 昨年まで助成の対象となっていた国内で行われる文化的活動は、ホームページやチラシ等で外国語の告知が行われていることや一定の外国人の参加が見込まれるといった国際性を伴う内容を盛り込むことで、①国際文化交流、国際親善に寄与する活動として申請できます。

申請書で国際性が確認できない場合は、助成の対象外となります。また、事業完了後に国際性が確認できなかった場合、助成金は支払われません。

注3 学術関連の国際会議については、教育的または文化的な要素が含まれる活動を対象とします。申請書の事業概要欄には、教育的または文化的な要素について記載してください。詳しくはホームページをご覧ください。

[http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund\\_contents/bosyu/index\\_h30.html](http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund_contents/bosyu/index_h30.html)

注4 今回より、施設の建設及び整備と備品購入は助成対象外とします。

## 2

## 助成の対象となる事業の条件

- (1) 万博の成功を記念するにふさわしい「日本万国博開催の意図」の趣旨に適った国際相互理解の促進に資する事業であること
- (2) 事業の計画及び方法が適切であり、かつ助成効果が期待できる事業であること
- (3) 助成の効果が特定の者のみに寄与すると認められない事業であること
- (4) 日本との関係が認められる事業であること
- (5) 第三者が実施する事業の資金提供者に事業者がなるとみなされない事業であること
- (6) 事業者の経常運営（学校校舎の建設又は敷地の購入、大学の講座又は教育コースの開設等）とみなされない事業であること
- (7) 申請額が総事業予算の5%以下で当該助成の効果が期待できないとみなされない事業であること
- (8) 単に調査研究を目的としたものとみなされない事業であること
- (9) 宗教活動又は政治活動を目的としたものであるとみなされない事業であること
- (10) 基金を設立するためのものであるとみなされない事業であること
- (11) 個人が実施する事業であるとみなされない事業であること

## ※不採択となる事例(抜粋)

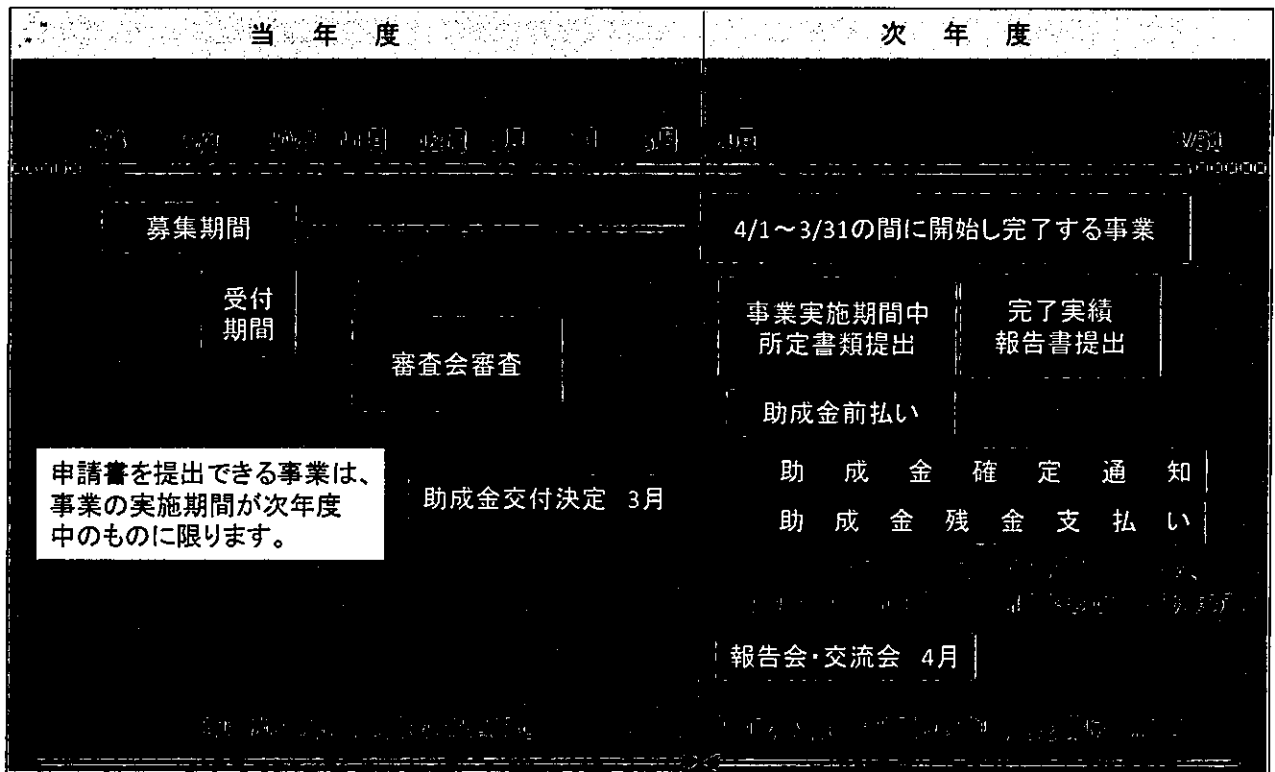
- ・ 国際性を伴わない事業
- ・ 教育的または文化的な要素が含まれない国際会議
- ・ 助成金申請額が総事業費の5%以下の事業
- ・ 予算書がない等、予算状況が不明な事業
- ・ 助成金が無くても収支の均衡が取れている事業（採択されると利益が出る事業）
- ・ 参加費や入場料が収入に計上されておらず、実際には利益が出ると判断される事業
- ・ 実施期間が助成対象期間外の事業
- ・ 施設の建設及び整備事業
- ・ 助成金を備品購入に充当する事業

## 3

## 申請にあたって

助成金の交付申請にあたっては、この冊子をご覧いただき、必要書類及び記載事項の漏れがないようお願いします。必要な書類が添付されていない場合は、助成の対象外になりますので、ご注意ください。

#### 4 申請から交付決定までのスケジュール



#### 5 平成 30 年度の助成予定総額

約 9200 万円

#### 6 助成金の申請

助成金の申請は、助成対象事業費の合計に対し 3/4 以内の額を上限として、次の事業を募集します。必要な金額を 10 万円単位で申請してください。

- 重点助成事業 助成金 1000 万円を上限として、数件程度採択を予定しています。(該当なしの場合もあります。)
- 一般助成事業 助成金 300 万円を上限として数十件程度採択します。

※事業完了後に助成対象事業費が減少した場合は、助成金は減額となる場合があります。また、助成金が 10 万円未満となる場合は、交付を行いません。

※申請金額は 50 万円以上からとします。

## 7 助成の対象となる事業者

次の条件に適合する国及び地方公共団体を除く公益的な事業を実施する団体とします。

- (1) 事業を遂行するに足る能力を有する団体であること
- (2) 次の各号に適合しない団体であること
  - ① 反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係にある団体
  - ② 法令違反または社会的、道義的信用が失墜するような行為を行った団体
  - ③ その他諸般の事情から助成金の交付決定が適切でないと協会が判断した団体

※法人格の有無は問いません。

※個人及び営利法人の申請は対象外です。

(営利法人自体からの申請は受けませんので、ご注意ください。なお、営利法人であっても、事業のため実行委員会などを組織されて申請される場合は対象となります。)

※国及び地方公共団体が実質的に実施しているとみなされる事業は、原則として助成の対象から外れます。

## 8 申請件数の制限

1事業者につき1件(1事業)に限ります。

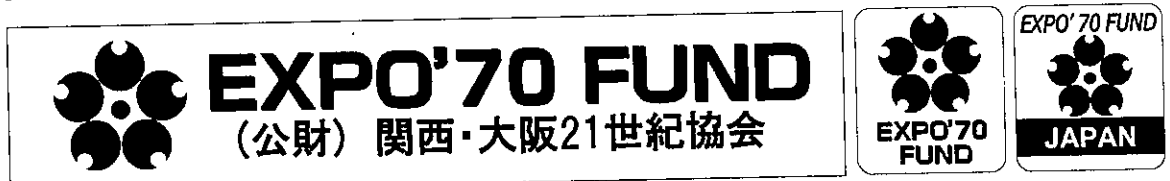
## 9 万博表示等

次の①～③のうち、少なくともいずれかに、当協会から助成金を得た表示(以下「万博表示」という。)を行わなければなりません。正当な理由なく万博表示が行われなかった場合は、助成金が減額又は支払われない場合があります。

- ① 助成事業のために作成した広報物(ポスター、プログラム、チラシ等)や、成果物(報告書、図書、映像フィルム、DVD、CD-ROM等)
- ② ホームページ
- ③ 助成事業の案内表示(看板等)

上記①～③の表示を行った成果物については、当協会に提出してください。ただし、提出が不可能な場合は、内容が確認できる写真等を提出してください。

【表示例】



## 10 国際性を伴う広報活動

今回の助成の対象は、国際相互理解の促進に資する活動となりますので、ホームページやチラシ等で外国語の告知が行われていることが助成の条件となります。この条件を満たしていない場合は、助成の対象外となります。また、事業完了後に国際性が確認できなかった場合、助成金は支払われません。

## 11 申請事業の審査

申請された事業は、外部審査委員により構成された「日本万国博覧会記念基金事業審査会」で次の評価項目に基づき審査を行います。

選考にあたっての評価項目

1 申請事業の理念、目的 ○申請事業の理念、目的が明確であるか。
2 万博理念との適合性 ○「日本万国博開催の意図」の趣旨に適っているか（理解と寛容の精神、多様性、調和的発展の精神を普及・促進させる事業であるか） 例・日本文化を広く発信する事業であるか
3 万博基金助成の必要性 ○予算書の収支や助成金の使途等、助成金が必要かどうか ○国及び地方公共団体からの公的資金との関与が少ない事業であるか
4 事業実施計画の具体性・確実性 ○実施計画が具体的であるか ○事業者は確実に実施する能力があるか ○重点助成事業で複数年計画（3年以内）の事業については、次年度以降、事業完了までの計画が具体的であるか

※平成 29 年度に採択された事業者の連続申請は可能です。ただし、幅広く助成を行うため、審査において他の申請事業と同評価の場合、平成 29 年度に採択されていない事業者を優先して採択します。

## 12 助成の対象となる事業費等

(1) 対象となる費用の範囲は、次の各号に該当する事業に直接必要な経費とします。

- ① 対象となる事業の実施期間中に発生する経費
- ② 助成事業者と異なる者への支払又は給付をする経費

(2) 次の各号に該当する経費は対象外とします。

- ① 助成事業者の経常的な運営経費
- ② 事務局の人件費
- ③ 助成事業者の出演料、謝金
- ④ 飲食、観光、アトラクション費、交通費特別料金（航空運賃のファーストクラス及びビジネスクラス・新幹線グリーン車）
- ⑤ 参加者等の同伴者の経費

ただし、身体障害者等の同伴者の費用は対象事業費とすることができます。

- ⑥ 事業者の構成団体への支払い（共催事業者、実行委員会の構成団体等）

※事業によっては、交付決定時に対象事業費の費目を指定する場合があります。

## 13 助成の対象となる事業の実施期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

## 14 助成金の支払

(1) 助成金は、原則精算払となります。ただし、当協会が必要と認める場合は、助成金交付額の 1/2 以内の前払を受けることができます。

(2) 助成金は、事業の決算額等によって、前払金額が過払いとなる場合は、返還していただきます。予めご了承ください。

## 15 事後評価の実施

個々の助成事業が計画どおりに的確かつ効果的に実施されたか、また、計画を超える事業成果、波及効果があったかを幅広い観点から確認・検証し、基金事業の改善にフィードバックしていくこと及びその公表を通じて説明責任を果たしていくため、事業完了後に提出いただく完了実績報告書をもとに事後評価を実施しております。この事後評価については、今後の事業改善に役立てていただくため、当該助成事業者に通知いたします。また、この事後評価結果は過去に助成を受けた事業者から再び申請があった場合、審査に活用しています。

## 16 助成金交付申請手続き

### (1) 書式サイズ

申請書及び添付書類はA4サイズに整えてください。

審査資料としてコピーしますので、ホッチキス止めや冊子での送付はしないでください。

### (2) 助成金交付申請書等の提出部数

**助成金交付申請書及びその添付書類を紙で1部**

**※助成金交付申請書 (Word) と予算表・収入内訳・支出内訳 (Excel) の電子データ (CD 等) を同封してください。**

**※電子データはメールでお送りいただいても結構です。その際は件名を「万博助成金申請書データ」にして、文中に申請団体を必ず記載してお送りください。**

### (3) 申請書受付期間

平成29年9月1日(金)～平成29年10月2日(月)(当日消印有効)

(注) 受付期間終了後は理由の如何を問わず受理しません。

### (4) 提出及び照会先

〒530-6691 大阪市北区中之島6-2-27 中之島センタービル29階

公益財団法人 関西・大阪21世紀協会

万博記念基金事業部

Tel 06-7507-2003 e-mail [jec-fund@osaka21.or.jp](mailto:jec-fund@osaka21.or.jp)

### (5) 提出方法

書留郵便で提出してください。

なお、宅配便等の発送日が確認できる方法でも結構です。

ただし、当協会では、受領書の発行を行っておりませんので、持参方法による提出はご遠慮願います。

### (6) ヒアリング

原則として書面で審査し、必要に応じ事業内容その他についてヒアリングを行うことがあります。

### (7) 採否の通知

採否等の結果につきましては、申請者全員に文書で通知します。(平成30年3月頃)



## 17 注意事項

(1) 申請用紙類は当協会ホームページでダウンロードして、そのままご利用ください。他のソフト等により別途作成する場合は、所定の様式(書式)に整えてください。

([http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund\\_contents/format/index\\_h30.html](http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund_contents/format/index_h30.html))

(2) 当協会は、事業内容への関与や債務保証等は一切いたしません。

(3) 今後、連絡は主担当者あてに行います。長期に連絡が取れなくなる場合はご連絡ください。

(4) 申請書は審査資料となりますので、提出後変更が生じることのないよう、その内容について十分検討の上、作成してください。提出後の書類の補正、差替えは受け付けません。

## 18 募集説明会

募集要項の内容や審査のポイント等について、ご理解を深めていただくため、募集説明会を開催いたします。

大阪会場

日時 : 平成 29 年 8 月 3 日 (木) 14:00~16:00

場所 : 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 29 階  
関西経済連合会 会議室

申込 : 7 月 3 日よりホームページに参加申込書を掲載しますので、必要事項を記載して FAX もしくは E-mail で申込ください。(申込締切: 7 月 31 日 (月) まで)

東京会場

日時 : 平成 29 年 8 月 29 日 (火) 14:00~16:00

場所 : 東京都新宿区西新宿 2-3-1 モノリスビル 11 階  
TKP 新宿ビジネスセンター スカイ会議室 B

申込 : 7 月 3 日よりホームページに参加申込書を掲載しますので、必要事項を記載して FAX もしくは E-mail で申込ください。(申込締切: 8 月 25 日 (金) まで)

募集説明会ホームページ

[http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund\\_contents/bosyu/index\\_h30\\_setumeikai.html](http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund_contents/bosyu/index_h30_setumeikai.html)

※各会場とも、先着 100 名様までとさせていただきます。

※申込状況によっては、早期に受付を終了する場合や説明会を中止する場合がございます。その場合はホームページ等でご案内いたします。

## 19 広報活動への協力

採択された事業者は、日本万国博覧会記念基金事業に係る記者発表や報告会等の広報活動に、ご協力をお願いすることがあります。その場合、可能な限りご協力をお願いします。

## 20 その他

### (1) 助成事業に関する情報の公開

採択することとなった事業については、当協会ホームページにおいて、事業者の名称、事業の名称及び概要、助成額を掲載します。

前年度助成一覧は、当協会ホームページをご覧ください。

([http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund\\_contents/kettei/index.html](http://www.osaka21.or.jp/jecfund/fund_contents/kettei/index.html))

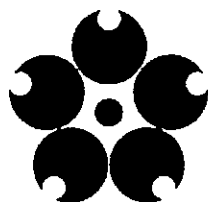
### (2) 個人情報保護

当協会は、助成事業者から提出された個人情報を、当協会の日本万国博覧会記念基金事業助成金交付規程及びその他助成金交付に必要な諸規程に定める手続きのほか、本募集要項に記載する手続きで使用するものとし、助成事業者の承諾なく当該目的以外への使用や情報の漏えいがないよう適正に保護・管理します。

### (3) 採択基準

日本万国博覧会記念基金事業採択基準を当協会ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。

(<http://www.osaka21.or.jp/jecfund/pdf/kitei/saitakukijun20170701.pdf>)



公益財団法人 関西・大阪 21 世紀協会 万博記念基金事業部  
〒530-6691 大阪市北区中之島 6-2-27 中之島センタービル 29 階  
TEL 06-7507-2003  
FAX 06-7507-5945  
E-mail [jec-fund@osaka21.or.jp](mailto:jec-fund@osaka21.or.jp)  
URL <http://www.osaka21.or.jp>